3　公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時において有する資産及び負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限る。以下この項において「普通法人等移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該普通法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、当該普通法人又は協同組合等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する。

第百三十九条の十第二項第一号ロ中「若しくは同条第十八項において準用する同条第八項第六号ロ」を「、同法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ」に、「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号ハ中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「並びにロ及びハ」を「及びロからニまで」に改め、同号ロ中「第十三項（同条第七項又は第十三項」を「第十四項（同項」に、「若しくは同条第十八項において準用する同条第十三項」を「、同法第四十二条の四の二第一項（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは同条第二項において準用する同法第四十二条の四第十四項」に、「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、「、第四十二条の十二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」及び「又は第二項」を削り、「若しくは第四十二条の十二の六第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項」に、「）の」を「）若しくは第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の」に改め、同号ハ中「特定復興産業集積区域に」を「企業立地促進区域等に」に、「企業立地促進区域等」を「避難解除区域等」に、「第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「第十七条の三（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第十七条の三の二（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項又は第三項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

第百四十二条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第百四十五条の十五第三項第一号ハ中「及び夕」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号夕」に改める。

第百四十八条第二項第一号イ中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第百五十五条の五第二号及び第百五十五条の三十七第十二項中「第八十二条の三第十四項」を「第八十二条の三第十五項」に改める。

第百五十九条の三十九第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十二の次に次の一条を加える。

（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の四十二の二　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号から第三号まで（国際最低課税額）に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国別特別税額控除等相当額（当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものを除く。）の合計額（当該合計額が、当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額）をいう。第四項において同じ。）を含むものとして、当該所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものとする。

2　前項の場合において、同項のグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものに限る。以下この項及び第六項において「特別給付付き税額控除等相当額」という。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額（」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額（」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

3　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別税額控除等相当額　特別税額控除等規定の適用により構成会社等の対象租税が軽減され、又は免除される金額として財務省令で定めるところにより計算した金額をいう。

二　特別税額控除等規定　税額控除等規定のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のみがその適用を受けることができることとされているものその他財務省令で定めるものを除く。）をいう。

イ　構成会社等が各対象会計年度において支出した金額（当該税額控除等規定の施行前に支出した金額を除く。）を基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額（その課税標準から控除し、又はその課税標準に含めないこととされる金額を含む。ロにおいて同じ。）を計算することとされていること。

ロ　構成会社等が各対象会計年度においてその所在地国で生産した有形資産（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の数量その他これに準ずるものを基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとされていること。

三　税額控除等規定　構成会社等の所在地国の租税に関する法令におけるその対象租税を軽減し、又は免除することとする規定のうち、次に掲げるものをいう。

イ　当該構成会社等の対象租税の額から一定の金額を控除することとする規定

ロ　当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額から一定の金額を控除することとする規定